

3) 公共施設等の基準

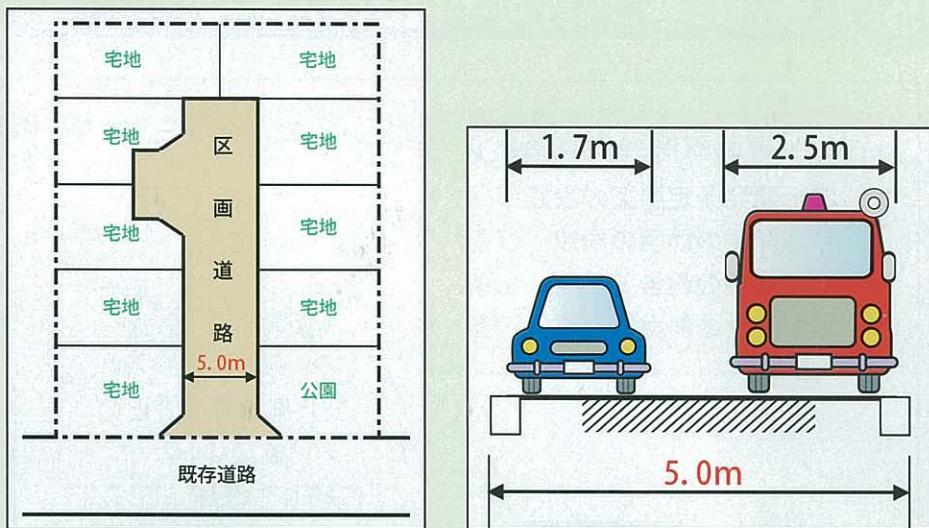
都市計画法の委任を受けて、道路や公園等の技術基準について、地方公共団体が条例で定めることができることから、次に掲げる基準を定めました。

また、市街化調整区域内での宅地開発については、基盤整備が不十分で、放流先の排水能力も十分でないケースが多いことから、環境面への配慮や災害防止の観点から、一定規模以上の場合には、区域内に浸透枠や一時貯留などの雨水流出を抑制する措置を講じるよう定めました。

第15条 道路に関する技術的細目

【区画道路の幅員】

- 開発区域における防災面や通行の安全性を確保するため、小区間で通行上支障がない場合は、道路の幅員の最低限度を5m以上とします。



【道路の構造】

- 車両の安全かつ円滑な通行に支障がないよう、開発行為で設置する道路の路面は、原則として、アスファルト・コンクリート舗装とします。
- ただし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないと市長が認める場合は、他の構造でも認めることとします。

第16条 公園等に関する技術的細目

【公園等の種類】

- 開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の住宅系の開発の場合は、設置する公園等の種類を公園に限定します。
- ただし、開発区域周辺の公園の整備状況等により、その必要がないと市長が認める場合は、緑地や広場でも認めることとします。

【公園等の面積】

- 開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為の場合は、設置する公園等の面積の合計について、市街化区域では、開発区域の面積の3%以上と法令で規定されていますが、市街化調整区域では、条例で6%以上とします。

第17条 排水施設の設置

- 市街化調整区域内の0.3ha以上の宅地開発については、宅地開発区域内に雨水流出抑制施設を設置しなければなりません。（防災調整池を設置する場合は除きます。）